

市民協働事業「技術系スタートアップ成長支援拠点形成事業」 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

市民協働事業「技術系スタートアップ成長支援拠点形成事業」

2 業務目的

横浜市では、令和元年度にスタートアップ成長支援拠点YOXO BOXを設置し、社会課題解決を担うスタートアップの創出と起業のすそ野の拡大に取り組んできました。

我が国においても令和4年11月にスタートアップ育成5か年計画が策定されるなど、スタートアップやその支援者の獲得をめぐって、世界的な都市間競争が一層激化する中で、横浜は、東京に隣接する強みを生かしつつ、東京にはない独自性を打ち出す必要があります。また、人口減少により国内市場が縮小する中で、海外展開を見据えたスタートアップ支援策が求められています。

技術系スタートアップ（※）は、GXなど地球規模の社会課題解決と、革新的な技術で新たな市場を開拓することでの経済成長への寄与の双方を担う存在として、期待されていますが、

横浜の強みである

- 臨海部と郊外部で実装環境に近い多様な実証フィールドがあること
- 事業連携先となるグローバル企業のR&D拠点、高い技術力がある製造業の集積
- 海外の支援組織との協力関係

を生かして、海外展開を視野に入れた独自性のある成長支援策を打ち出しできる分野となっています。

そこで、本事業では「技術系スタートアップ成長支援拠点（※）」の形成により、GX・モビリティ分野をはじめとする成長性の高い技術系スタートアップを生み出し、呼び込み、成長させること、また、その前提となる、国内外の第一線で活躍する支援者（VC、事業会社等）による日常的な連携・支援に結びつく環境を構築することで、横浜が東アジアをリードするスタートアップ・エコシステムとなっていくことを目指します。

<本事業における「技術系スタートアップ」>

先進的かつ独自の技術で世界展開を目指すスタートアップで、AI、ロボティクス、半導体、新素材、エネルギー・環境、航空宇宙などの幅広い分野を対象とし、令和6年

度は、特に、グローバルな活躍が期待される「GX」や、自動車関連企業の集積等の本市の強みを生かせる「モビリティ」を重点テーマとする。

＜「技術系スタートアップ成長支援拠点」の機能について＞

次の人材を横浜に引き寄せ（人材の誘引）、人材同士をつなぎ、ビジネス機会を次々と生み出していく場として機能を位置づけます。

- ・ 技術系スタートアップ（分野等は7(2)①を参照。起業可能性のある者を含む。（以下同じ。））
- ・ 支援者（投資家や協業可能性のある事業会社等。（以下同じ。））

・ 上記の機能を果たすための拠点の構成要素

- (1) （人材を誘引）技術系スタートアップ成長支援イベント・プログラム
- (2) （人材を誘引）技術系スタートアップの発掘と支援者の呼び込み
- (3) （誘引した人材同士をつなぐ）人材コーディネート機能
- (4) （上記要素の展開の場）技術系スタートアップ成長支援拠点の形成

3 横浜市中期4か年計画について

横浜市中期4か年計画（2022-2025）において、「スタートアップの創出・イノベーションの推進」を重点的に取り組む政策の1つにかかげており、本事業はこの政策を実現するための施策「スタートアップの創出・成長支援」の取組として実施するものである。

「スタートアップの創出・成長支援」の施策指標は下表のとおりで、本事業も、他の業務とともに施策指標達成につながる内容で実施するものとする。

＜「スタートアップの創出・成長支援」に関する指標＞

	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (4か年累計※)
支援したスタートアップ が受ける投資額	41.4億円/年	170億円
スタートアップ創出件数	11件/年	65件

※令和4年度～令和7年度の4か年累計

4 履行場所

横浜市内

5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 業務価格

45,000,000 円（税込）を上限とする。

7 業務内容

(1) 技術系スタートアップ成長支援イベント・プログラムの企画及び実施

- ・技術系分野に関する横浜のスタートアップ・エコシステムの強みである次の点を生かし、独自性のあるイベント・プログラムを展開すること。

<技術系分野に関する横浜のスタートアップ・エコシステムの強み>

- 臨海部と郊外部で実装環境に近い多様な実証フィールドがあること
- 事業連携先となるグローバル企業の R&D 拠点の集積
- 技術力のある製造業の集積
- 自動車関連企業の集積
- 海外の支援組織との連携関係
- 東京や海外とのアクセスの良さ

① イベント・プログラムの内容

- ・下表 A、B 2 種類のイベント・プログラムを実施すること。
- ・募集対象は、技術系スタートアップ及び支援者をはじめ、イベント・プログラム内容にあわせて設定し、特にイベント・プログラム B は毎回新たな参加者を獲得できるような工夫をすること
- ・イベント・プログラム A、B ともに海外の技術系スタートアップ等の参加を想定し、必要に応じて英語、日本語の 2 か国語対応が可能な体制で実施すること
- ・開催件数は、履行期間中に A、B あわせて 60 回以上を目安とし、1 回あたりの開催時間は 1 時間以上を原則とする。

	A 技術系スタートアップのグローバル展開を視野に入れた成長支援	B エコシステム全体に関わる人材の交流促進、新たな人材の呼び込み
対象	①技術系スタートアップ ②支援者 内容に応じて、①または②のみ参加、 ①②両方参加の複数パターン可	技術系分野のイノベーション、新ビジネス創出に関心がある人材

② 実施場所

- ・原則として、7(4)の技術系スタートアップ成長支援拠点で行うこと

【提案事項（業務目的達成に向けて、下記の事項だけでなく自由な発想で提案してください）】

◆R6年度のイベント・プログラムA、Bの企画

- ・イベント・プログラムの実施時期・回数、各回の内容（テーマ、登壇者、募集対象、定員など）

◆集客方法

- ・技術系スタートアップ（スタートアップ設立前の研究者・技術者含む）を引き寄せる手法
- ・リピーター、新規それぞれの獲得のための手法
- ・市外から集客する手法

(2) 技術系スタートアップの発掘と支援者の呼び込み

(人材の誘引に資する日常的な人材発掘・交流等の仕組み)

① 支援者との接点構築

- ・成長性の高い技術系スタートアップを国内外から呼び込むのにあたり、国内外で活躍し、多様な知見と豊富な人脈を持ち、スタートアップへの影響力がある支援者（個人だけでなく、支援組織・支援機関含む）と接点を構築し、横浜のスタートアップ・エコシステムに参画させ、関係人口を増大させること。
- ・接点構築とは、個別に対話を行い、連絡先を把握しているなど、今後の関係者へのつなぎ等をでき得る関係になったものとする。
- ・履行期間中に国内及び海外の支援者100者以上（個人単位）を目安として接点構築すること。ただし、＜想定される国内外の支援者と期待される支援内容の一例＞に掲載した支援者(ア)～(イ)の分類の中で、特定の分類や特定の企業に偏りが生じないようにすること。
- ・本委託業務の契約締結後、7(4)の技術系スタートアップ成長支援拠点の運営開始前から、横浜市と連携して支援者との接点構築を行うこと。
- ・7(2)②の技術系スタートアップに対して、支援者側から、積極的に日常的な交流や連携を仕掛けられるよう、7(1)のイベント・プログラムや7(4)の運営を通じて支援者側に働きかけていくこと。
- ・＜想定される国内外の支援者と期待される支援内容の一例＞に掲載した支援者のうち、太枠内の(ア)～(エ)は、技術系スタートアップの事業化の加速に向けて不可欠となることから、接点構築の対象として必須とする。

<想定される国内外の支援者と期待される支援内容の一例>

	支援者	支援内容
(ア)	VC・CVCをはじめとする投資家や投資会社、金融機関	資金調達に関する全般的な支援
(イ)	海外の技術系分野のイノベーション支援組織	グローバル展開し、技術系分野で実績があるアクセラレーター、インキュベーターなどによる事業化・成長支援
(ウ)	国内の技術系分野のイノベーション支援組織	技術系分野で実績があるアクセラレーター、インキュベーターなどによる事業化・成長支援
(エ)	研究開発を行う企業、企業の研究開発拠点に属する研究者	オープンイノベーションによる協業、資本提携、試作品開発・実証実験等の協力、知財の開放等の総合的支援
(オ)	ユニコーン・スタートアップなど多額の資金調達やIPOを達成したスタートアップの創業者や経営者	経営、ビジネスモデル構築についての支援
(カ)	市内のインキュベーション施設、ラボ・ガレージ運営者	研究開発用オフィスの提供
(キ)	中小製造業及び当該企業に属する研究者、開発者、技術者	試作品、製品性能評価試験等についての支援
(ク)	大学等教育機関及び当該機関に属する研究者（教員・学生）	研究者との連携、学生のインターシップ派遣、知財の開放等
(ケ)	中小企業、商業施設、商店街、リビングラボ、NPO等市民団体等	社会課題等のニーズの提供、実証実験、テストマーケティングの機会の提供
(コ)	市内コワーキング施設事業者	オフィスの提供、各施設のコミュニティとの交流
(カ)	報道機関	広報、マーケティング等の支援
(キ)	弁護士、社労士、弁理士等専門家	財務、人事、法務など経営についての支援

【提案事項（業務目的達成に向けて、下記の事項だけでなく自由な発想で提案してください）】

- ◆接点構築が可能な支援者のペルソナと技術系拠点の活動への関心を高め、参画してもらうための手法
- ◆接点構築が可能な具体的な支援者の例示（呼び込み対象として必須としている表中の太枠内の(ア)～(イ)については、具体的な候補者名を必ず提案に盛り込むこと)
- ◆新たな支援者を継続的に呼び込み、履行期間中に国内及び海外の支援者 100 者以上と接点構築し、横浜のスタートアップ・エコシステムの関係人口としていく手法
- ◆市外からも支援者を積極的に取り込む手法

② 技術系スタートアップの発掘

- ・ 7(1)のイベント・プログラムへの積極的な参加を促すことに加え、7(4)の技術系スタートアップ成長支援拠点を日常的に利用させるなどして、成長性の高い「技術系スタートアップ」を国内外から発掘し、関係構築すること。
- ・ 関係構築とは、個別に対話を行い、連絡先を把握しているなど、今後の関係者へのつなぎ等をでき得る関係になったものとする。
- ・ 履行期間中に、国内及び海外の技術系スタートアップ（起業予定者を含む）50社以上（法人単位）を目安として関係構築すること。
- ・ 本委託業務の契約締結後、7(4)の技術系スタートアップ成長支援拠点の運営開始前から、技術系スタートアップの発掘と呼び込みを行うこと。
- ・ 受託者が有するネットワークのほか、7(2)①の支援者の人脈を活用し、国内外から成長性の高い技術系スタートアップを発掘すること
- ・ 7(2)①の支援者や、本事業を含む横浜市のスタートアップ支援事業など、支援メニューを可視化・情報提供することで、発掘した技術系スタートアップや横浜市内の技術系スタートアップに対して、7(4)の技術系スタートアップ成長支援拠点の利用をはじめとする横浜での活動・立地を働きかけること。

【提案事項（業務目的達成に向けて、下記の事項だけでなく自由な発想で提案してください）】

- ◆国内外から成長性の高い技術系スタートアップを継続的に発掘し、履行期間中に50社以上と関係構築するための体制・手法
- ◆候補となるスタートアップの例
- ◆横浜での活動・立地を働きかける手法

(3) 人材コーディネーター機能を有する支援窓口の設置

（誘引した人材同士を結び付け、ビジネス機会に発展させるコーディネーター）

- ・7(2)の技術系スタートアップ及び支援者、7(1)のイベント・プログラムに参加者、7(4)の技術系スタートアップ成長支援拠点利用者等を主な対象として、相談・問い合わせ対応や、技術系支援拠点に集う人材同士のマッチングが日常的に行われるように対応するため、コーディネーター機能を持った支援窓口を設置し、コーディネーター等の人材を配置すること。
- ・支援窓口は、7(4)③のとおり技術系スタートアップ成長支援拠点運営時間の基本時間帯の間は対応できるよう、原則として週5日以上、1日8時間以上（年末年始（12月29日から1月3日）を除く）の時間帯で運営を行うこととし、7(1)のイベント・プログラム実施スケジュールも考慮して対応時間を設定すること。
- ・コーディネーターの配置時間帯や、基本時間帯以外の対応については、提案事項とする。
- ・特に、7(2)の技術系スタートアップに対しては、当該スタートアップの成長段階に応じて、メンタリングによる成長支援、試作品開発・実証実験等の活動支援、海外展開支援など、適切な支援者とのコーディネーターを行うこととし、受動的な相談対応だけでなく、コーディネーター側からも能動的に7(2)の技術系スタートアップとコミュニケーションを行うこと。
- ・相談や問い合わせ内容によっては、本事業で行う支援内容の紹介に限らず、横浜市・国・県・その他のスタートアップ支援機関等で行っている技術系スタートアップ支援事業（補助金、経営支援事業、セミナー等）等を紹介し、マッチングできるよう情報収集と適切な案内を行うこと。
- ・支援窓口での対応について、相談者、来所・メール等の別、相談内容、対応者及び対応内容を記録し、8(3)④の定例ミーティングの際に横浜市に共有すること。ただし、相談者や相談内容によっては、定例ミーティングの機会を待たず、迅速に横浜市に共有し、対応内容を協議すること。

【提案事項（業務目的達成に向けて、下記の事項だけでなく自由な発想で提案してください）】

◆コーディネーターとして配置予定の人材（経歴、業務実績など）

◆支援窓口の体制

- ・対応時間帯の設定内容（曜日、時間帯など）
- ・コーディネーターの対応時間帯、コーディネーターが不在の場合の対応方法
- ・コーディネーター以外に配置予定の人材がいる場合は、配置予定人材及びその人材の役割

◆支援窓口での対応内容（想定する相談内容と対応の例示）

◆支援窓口の利用を促進するための工夫

（4） 技術系スタートアップ成長支援拠点の形成

（7（1）～（3）の要素の展開を担うにふさわしい場の形成）

① 技術系スタートアップ成長支援拠点の目的・役割

- ・7（1）～（3）の業務及び活動の場なる「技術系スタートアップ成長支援拠点」（以下、「技術系支援拠点」という。）を形成し、運営すること
- ・横浜からのイノベーション創出や海外を目指して技術系スタートアップがスケールしていくために有益な活動が行われるとともに、国内外に向け、横浜のスタートアップ・エコシステムを象徴するような拠点を形成し、運営すること
- ・技術系支援拠点は、他の目的のもとに設置された既存のスペースにおいて本事業を実施することは差し支えない。ただし、収益事業を営むスペースで本事業を実施する場合は、当該スペースの主たる用途を本事業とすること。
- ・本拠点は、技術系スタートアップや支援者が集う、横浜のスタートアップ・エコシステムのハブとなる拠点である。設置・運営の主体（行政、民間）を問わず他のインキュベーション拠点や支援者等との連携を積極的にとり、横浜のスタートアップ・エコシステム全体の繁栄につながるよう特に留意して事業を推進すること。

② 技術系支援拠点において必要とするスペース

A：技術系スタートアップと支援者の日常的な交流スペース

- ・技術系スタートアップや支援者が日常的に利用し、気軽に交流できるスペースを置く。

B：技術系スタートアップや支援者を対象としたプログラム開催スペース

- ・7（1）のプログラム開催にふさわしい、100名程度が一同に会するイベントや20～30人規模のプログラムを開催するスペース

C：技術系スタートアップの事業化支援コーナー

- ・試作品開発や実証実験など横浜で活動するスタートアップの作業場所や製品・サービス等の展示等に使用できるコーナー

D：技術系スタートアップ支援窓口

- ・7(3)の支援窓口としての機能を備えること

- ・A～Dの機能は、利用者の交流を活性化するため、同一の建物または近隣の建物の中に設置することが望ましい。また、A・Bの機能については、時間ごとに使い分けるなど、同一のスペースで重ねて設置できるものとする。
- ・技術系スタートアップに特化した支援を行う拠点であることが一見してわかるような外観・内観とすること。
- ・A～Dの共用部を除く延べ床面積の合計は概ね200㎡以上とすること

③ 技術系支援拠点の設置対象地域

- ・国内外のスタートアップや支援者に対して、訴求力の高いロケーションのエリアでかつ、東京をはじめ、市外や海外からもアクセスしやすいよう交通利便性の高いエリアに設置することとし、具体的な所在地（建物名含む）を提案すること。

④ 運営時間

- ・受託者が、週5日以上、1日8時間以上の基本時間帯を設定し、運営を行うこと（年末年始（12月29日から1月3日）を除く）。
- ・基本時間帯の設定は、7(3)の支援窓口の基本時間帯と原則として統一すること
- ・開設曜日や土日祝日対応、基本時間帯以外の対応については、提案事項とする。
- ・イベント実施や横浜市のスタートアップ・イノベーション関連事業など技術系支援拠点の認知向上と利用促進につながる案件での利用にあたっては、基本時間帯外についても柔軟に運用すること。
- ・横浜市は、受託者からの申し出により、特定の日に基本時間を変更することがやむを得ない事情があると認められる場合には、これを認めることができる。

⑤ 技術系支援拠点の名称ロゴ・看板の作成及び設置

- ・受託者が案を提示し、横浜市と協議の上決定した技術系支援拠点の名称にふさわしいロゴを作成すること。
- ・名称の由来や込められた思いを理解したうえで、デザインを調整し、横浜市と協議しながら作成すること。また、支援拠点の目立つ場所に名称を示す看板を掲げること。

- ・海外の方にとっても親しみやすいデザインとすること。
- ・7(4)⑥の広報ではロゴマーク及びロゴのトーン&マナーを踏襲したデザインで展開すること。

⑥ 広報

(7) ウェブサイト・SNSを活用した広報

- ・技術系支援拠点の基本情報（所在地、連絡先、運営時間）、活動内容（7(1)のイベント・プログラムの情報、7(2)①の支援者の主なラインナップ、技術系スタートアップの紹介、支援窓口の案内など）を国内外の技術系スタートアップや支援者にむけて広報するためのウェブサイトやSNS（以下、「技術系支援拠点ウェブサイト」、「技術系支援拠点SNS」という）、を開設すること
- ・技術系支援拠点を利用する技術系スタートアップや支援者にも、自社及び自身のウェブサイトやSNSを活用して、技術系支援拠点の情報を積極的に発信してもらうよう働きかけること
- ・技術系支援拠点ウェブサイト及びSNSは、横浜市が運営するウェブサイト「スタートアップポートヨコハマ」と整合性をとった内容とし、相互に連携できるように考慮すること。

<スタートアップポートヨコハマ>

<https://socialport-y.city.yokohama.lg.jp/>

- ・海外のスタートアップや支援者にも発信できるように、技術系支援拠点ウェブサイト及びSNSは、日本語・英語の2言語対応とすること。
- ・国内外の成長性の高い技術系スタートアップや優れた支援者に訴求できるデザイン、コンテンツとすること
- ・技術系支援拠点ウェブサイト及びSNSは、契約締結後、7(4)の技術系支援拠点の開設予定日よりも前に開設し、事前の広報活動を行うこと
- ・技術系支援拠点ウェブサイトの作成にあたって、横浜市のサブドメインの使用を希望する場合は、ウェブサイト作成の90日前までに横浜市に申し出ること。横浜市がサブドメインの取得に必要な申請を行う場合には、横浜市からの連絡を受けて、所定の申請書の記載、情報提供等について速やかに対応すること。
- ・ウェブサイト作成にあたっては、HTTPS化による通信の暗号化を実施する等サイバーセキュリティに十分な対策を講じること。
- ・情報発信については、発信の都度、事前に発信内容を横浜市と協議すること。
- ・受託者及び本事業従事者の故意・過失により情報セキュリティ上の危険又は信用上のリスクが生じ、横浜市又は第三者に損害が生じたときは、受託者の費用と責任において解決を行うこと。

⑦ 設備

・業務に必要な机、椅子などの什器、専用電話回線、専用インターネット回線、無線LAN、オンライン配信用機材（映像機器及び通信環境等）、イベント開催用機材（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等）、モニター、鍵付きロッカー、その他通常のオフィス業務、打ち合わせが実施できる設備を備えること。

⑧ 開設期日

- ・支援拠点は、令和6年11月1日までに稼働を開始することとする。
（令和6年12月までは、建物の新規設置や改装工事等が完了していない状態での暫定稼働も可とする。）
- ・ただし、7(2)は、開設前から取組が開始されるよう、契約締結後速やかに着手すること。

⑨ 支援拠点設置にあたっての注意事項

- (ア) 受託者が所有または、自ら調達した資金で購入する物件を活用する場合は、その購入に要する経費や購入後に賦課される租税公課に対し、本事業の委託金を充当することはできない。
- (イ) 本事業の委託金は、軽微な消耗品を除いて、施設備品、造作、什器等の固定資産の取得に充当することはできない。ただし、業務期間中のリース契約については、その限りではない。
- (ウ) 本事業と同一目的で行われる自主事業としてのイベント等については、あらかじめ横浜市に申請したうえで、技術系拠点を併用・兼用することができる。その場合、本事業と自主事業について、場所や時間ごとに明確に区別したうえで実施すること。
- (エ) 起業家や新規事業担当者などが訪れ、交流や作業ができるスペースとして、カフェ・コワーキングスペースなどを自主事業として併設することを可とする。カフェ・コワーキングスペースを併設する場合は、本事業の技術系支援拠点としての位置づけを主とすることとし、営業時間、スペースの構成、カフェ・コワーキングスペースの利用条件などについても提案書に記載すること。受託者は、自主事業としてスペースの提供などに伴う、利用料金収入、助成金・協賛金、事業収入、その他の収入を加えた財源で、事業実施に必要な経費を賄い業務を行うことができるものとする。
なお、自主財源確保のための自主事業は、その内容が本事業の趣旨に沿ったものである必要があり、あらかじめ横浜市に申請をおこなったうえで実施するものとする（業務の主体性及び公共性・公益性を欠く場合には、実施を認めない場合がある。）。

また、このような常設の自主事業実施部分については、スペースの設置・運営

費用等について、本事業の委託金を充当することができない。

- (e) 受託者は、横浜市と協議を行い、施設の利用規約（利用会員規定等を含む）を定め、公平かつ適切に管理をすること。
- (f) 本事業に関連する内容で、横浜市の主催、共催イベントを実施する場合は、イベントスペースを優先的に利用できるよう調整を行うこと。

【提案事項（業務目的達成に向けて、下記の事項だけでなく自由な発想で提案してください）】

- ◆技術系拠点の設置予定場所の具体的な所在地（建物名やフロア階数等詳細な位置がわかる情報を含む）
- ◆横浜のスタートアップ・エコシステムのハブとなる拠点として、エコシステム全体の繁栄につながるような、他のインキュベーション拠点や支援者等との連携手法
- ◆各スペースの配置、面積がわかるレイアウト図
（自主事業として運営する併設スペースがある場合はそれを含めること）
- ◆外観及び内装イメージ図
- ◆各スペースの仕様
- ◆契約締結から技術系支援拠点開設までの工程表（開設予定日を明記すること）
- ◆自主事業として運営する併設スペースがある場合はその事業内容
- ◆自主事業として企業や団体等の利用と共用する場合は、想定される内容
- ◆広報の手法（ターゲットごとの媒体・手法、市外（海外含む）の技術系スタートアップや支援者に訴求するための工夫）

(5) その他、本事業実施にあたり連携する事業等

すべての業務を実施するにあたり、内容等について本市職員と十分に協議すること。特に次の本市事業等と十分に連携すること。

- ・技術系スタートアップ実証実験等支援事業（令和6年度新規事業）
技術系スタートアップ実証実験等支援事業を含む、横浜市経済局の令和6年度事業については、下記ページに掲載の「令和6年度経済局予算概要」を参照
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/keizai/yosan/r6yosangaiyou.files/0009_20240131.pdf
- ・まちぐるみでイノベーション創出を推進するイベント「YOXO FESTIVAL」
- ・横浜市スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX」
- ・産学公民連携を推進する組織「横浜未来機構」
- ・公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）
- ・その他横浜市が実施するスタートアップ支援関連事業

(6) 企業版ふるさと納税寄附企業へのベネフィット提供

本事業の予算は、企業版ふるさと納税による寄附等を財源としている。寄附企業に対しては、寄附額に応じたベネフィットを提供しているため、横浜市が本事業に関するベネフィット提供できるよう協力すること。

＜ベネフィット例＞

- ・プログラム開催前・休憩時間・終了後等にスクリーン上で寄附企業ロゴマークを掲出
- ・技術系支援拠点ウェブサイト上での寄附企業のロゴマーク掲載 など

(7) 成果物

① 提出物

- ・内部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊
- ・外部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊
- ※外部公表用はウェブサイト等で公表を行うための報告書。企業や個人に関する情報は、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。
- ・内部報告用報告書冊子及び外部公表用報告書冊子の電子データ（USBメモリ等に記録したもの）… 1式
- ・その他業務関連資料（電子データ及び紙データ）… 1式

② 記載事項

- ・報告書には、横浜市と協議のうえ、本事業実施による成果を記載すること。
- ・報告書には、7(2)の技術系やスタートアップや支援者、7(3)のイベント・プログラム参加者等に対し、アンケートやヒアリング等を行い、その結果を分析・考察した内容を盛り込むなど、本事業の成果が評価できる内容となるよう工夫すること。

③ その他

- ・①、②のほか、横浜市が必要と認める場合には、運營業務の状況報告等の求めに応じること。

8 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限 45,000,000 円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。

- ① 受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市市民協働条例 12 条に基づき、双方の

役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

- ② 受託者は、同条例第 11 条に基づき、本事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（自主事業）を行うことができる。この場合は、あらかじめ市に届け出るものとする。
- ③ 事業の成果を上げるために効果的と考える自主事業については、7(4)⑥のとおり提案書に記載すること。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第 2 条）

(3) その他仕様

① 守秘義務及び個人情報の保護等

- (ア) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。
- (イ) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次の点を遵守する。
 - ・横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
 - ・横浜市より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。
- (ウ) 受託者は、本事業実施にあたり、連携するスタートアップや支援者等から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。
- (エ) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本事業の履行にあたること。
- (オ) 受託者は、本事業の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

② 知的財産権の取扱い等

- (ア) 本事業の成果物、本事業によって得られた情報や作成物（7(4)⑤のウェブサイトや SNS に掲載したコンテンツ含む）に係る知的財産権（著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は横浜市及び受託者の両者に帰属するものとし、受託者は横浜市に対して著作者人格権を行使しないこととする。
- (イ) 著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後横浜市及び受託者に対して著作者人格権が行使されないように措置すること。
- (ウ) 本事業によって、スタートアップが得られた成果や技術的なデータなどに発生する知的財産権等の権利は、本事業終了後においても、スタートアップが事業化や成長発展していくために行使できるよう、受託者とスタートアップとの間で、知的

- 財産権等の権利の帰属を整理し、書面を取り交わしておくこと。
- (エ) 受託者は、本事業の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

③ 実施体制

- (ア) 受託者は、契約締結後 15 日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。あわせて、本事業に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。
- (イ) 実施にあたっては、技術系スタートアップ（国内及び海外）と支援者（国内及び海外）のコーディネート業務や、技術系スタートアップ（国内及び海外）を対象とした成長支援業務の実績や知見、ノウハウを有する人材を配置すること。

④ 定例ミーティングについて

- (ア) 履行期間中、横浜市と受託者の定例ミーティングを月 1 回程度開催することとし、受託者は横浜市と調整のうえ、議題の整理、日程調整、会場確保（オンライン含む）、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行うこと。
- (イ) 議題に応じて、選定されたスタートアップや支援ネットワークに参画する支援者等の参加が必要な場合は、受託者が参加者の調整を行うこと。
- (ウ) 定例ミーティングの際に、受託者は、毎月の業務報告書（目標に対する進捗状況の報告、履行結果に対する分析、今後の対応等を A 4 版 1 ～ 2 枚程度で作成）を横浜市へ提出すること。
- (エ) 定例ミーティングのほかに、本事業の進行に関して、受託者と横浜市でミーティングが必要な場合は、随時開催する。

⑤ 損害賠償

- 本事業中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、横浜市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、横浜市の指示に従うものとする。

⑥ その他

- (ア) 当該業務は、横浜市契約規則、市民協働事業「技術系スタートアップ成長支援拠点形成事業」契約によるほか、当該契約書中の仕様書に基づき実施すること。
- (イ) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておかねばならない
- (ウ) 受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、横浜市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (エ) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (オ) 当該契約書中の仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義について

は、横浜市と協議して定めること。

(カ) 全ての関係書類は、本事業終了後、5年間保存すること。また、本事業終了後5年以内に、横浜市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。

(キ) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により横浜市の承諾を得ること。

(ク) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。

9 委託料の支払い

委託料は、業務報告書及び部分完了に係る委託完了届出書の受領後、横浜市で検査確認した後支払うものとする。

10 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。